

滋賀県における部活動改革に関する考え方について（案）

1 趣 旨

令和 6 年 3 月に県が策定した「滋賀県における学校部活動の地域連携および地域クラブ活動への移行に向けた方針」（以下「方針」という。）のもと「部活動の地域移行に関する協議会」等における関係者との検討結果を踏まえ、本県における中学校部活動の改革に関する考え方を示す。

2 本県の現状と今後の取組

<現状>

- ・本県の中学校生徒数は、少子化を背景に 10 年間で 2 割程度減少すると見込まれており、令和元年から令和 6 年の 5 年間で運動部設置数は減少傾向にある。
- ・市町が実施した調査では、生徒や保護者の部活動に対する生徒たちの満足度は高い一方で、専門的な指導ができないことを理由に教員以外に指導を任せても良いと考える教員は多い。
- ・部活動の地域クラブ活動への移行に向けた実証事業は、昨年度 8 市町、今年度 10 市町で行われているが、今後の方向性については、実証事業等の結果や市町・地域の実情を踏まえ、当面の地域展開（地域移行）の実現は難しく、地域連携により部活動改革を進めていくとする市町が多い。

<これからの取組>

- ・本県の部活動を取り巻く環境やこれまでの県内における地域連携・地域展開（地域移行）の取組状況、ならびに「部活動の地域移行に関する協議会」における関係者の意見を踏まえ、休日部活動の「地域連携」を中心とした部活動改革を推進し、持続可能な体制の構築により、子どもたちのスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実を目指す。

（取組のポイント）

- ・地域と学校が協働・融合した、持続可能で魅力的な活動環境づくり
- ・安全で安心できる指導体制の構築
- ・地域資源の活用による連携体制づくり

1 趣旨

本文章は、令和6年3月に県が策定した「滋賀県における学校部活動の地域連携および地域クラブ活動への移行に向けた方針」（以下「方針」という。）のもと「部活動の地域移行に関する協議会」等における関係者との検討結果を踏まえ、本県における中学校部活動の改革に関する考え方を示すものである。

2 本県の現状とこれまでの取組

＜本県の部活動を取り巻く現状＞

本県の中学校生徒数は、少子化を背景に10年間で2割程度減少すると見込まれており、運動部活動加入率についても減少傾向にあり、令和元年から令和6年の5年間で部員数、運動部設置数は減少した。また、運動部活動の3割以上の部活動で競技専門性が高くない教員が指導を担当している。

中学校生徒数の推移

【単位：人】

年度	H24	R1	R2	R3	R4	R5	R6
人数	41,274	38,884	38,921	39,339	39,170	39,178	38,786

部設置数

【単位：部】

年度		R1	R2	R3	R4	R5	R6
運動部	男子	626	628	613	610	588	581
	女子	609	606	599	589	562	569
文化部	男子	220	220	231	234	240	232
	女子	261	266	258	251	256	247

＜子ども・保護者・教員の声～県・市町実施のアンケート結果から～＞

- ・生徒の約8割は、学校部活動に満足している。中学生になったら部活動に入りたいと考える小学生も多い。
- ・保護者の部活動への満足度は約7割となっている。
- ・教員の7割は、学校教育に部活動が必要と考えているが、部活動指導に積極的な教員は3割程度にとどまっている。
- ・教員は部活動の課題を「指導者不足」と「専門的な指導ができないこと」と捉えており、教員以外に部活動指導を任せてもよいと考える教員は7割程度となっている。

＜部活動の地域クラブ活動への移行に向けた実証事業の取組＞

- ・令和5年度には、県および8市町が、令和6年度には県および10市町が実証事業を実施した。
- ・11市町で地域展開等を検討する協議会が設置されているとともに、10市町で地域コーディネーターが配置されている。
- ・費用負担の考え方や、民間クラブ等との区別や質の担保の観点から、地域クラブ活動の定義等について検討しているところであるが、現時点で制度設計が完成していない。
- ・市町の考える今後の方向性について調査したところ、実証事業等の結果や市町の実情を踏まえ、当面の地域展開の実現は難しく、地域連携により部活動改革を進めていくとの回答が大多数であった。

3 これからの具体的な取組

「地域連携」を中心とした部活動改革により持続可能な活動を！

本県の部活動を取り巻く環境やこれまでの県内における地域連携・地域クラブ活動への移行に向けた取組状況、ならびに「部活動の地域移行に関する協議会」における関係者の意見踏まえ、部活動の「地域連携」を中心とした部活動改革を推進し、持続可能な体制構築により、子どもたちのスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実を目指すこととする。

＜取組のポイント＞

- ・地域と学校が協働・融合した、持続可能で魅力的な活動づくり
- ・地域で活躍いただける指導者や指導補助者の確保と資質の向上による安全で安心できる指導
- ・県・市町を含めた関係者間での定期的・恒常的な情報共有や、地域の多くの方の理解・協力による体制づくり

4 学校部活動における地域連携の進め方

(1) 部活動の運営

- 学校部活動の適切な運営
 - ・学校の設置者および校長は、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動の環境を構築する観点から、まずは、県のガイドライン「部活動の指導について」（令和5年3月）に基づき、適切な部活動の運営を図る。
- 学校部活動の持続可能性の向上と魅力向上
 - ・学校の設置者および校長は、部活動の持続可能性の向上と生徒や関わる保護者・指導者にとっての魅力向上の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や地域人材の活用等により、学校と地域が協働・融合した形でスポーツ・文化芸術活動に親しむ環境整備を進める。

(2) 指導者の確保

- 指導者数の確保
 - ・学校の設置者および校長は、生徒のニーズを踏まえた充実した活動に繋がるよう、中学校における部活動指導員や外部指導者など教員以外の指導者の確保を図る。
 - ・県および市町は一定の要件を満たした地域の指導者を確保する。また、県内大学と連携し、在籍する大学生が指導者または指導補助者として関わることができる体制を検討する。
 - ・県は、指導者情報を集約し、指導者を必要とする団体と指導が可能となる者、双方が必要な情報を閲覧できる人材バンクシステムを整備する。
- 指導者の資質向上
 - ・県および市町は、指導者に対し、子どもたちの主体性が促されるような指導等を学ぶ多様な研修会の実施、JSPOが定める公認スポーツ指導者制度等の周知等、質の高い指導者の養成や資格取得を推進する。
 - ・運営団体・実施団体は、生徒の安全の確保や事故防止とともに、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の根絶の徹底を図る。

(3) 体制づくり

- 関係者による連携体制の構築（協議会等の設置）
 - ・県および市町は、スポーツ・文化芸術団体、学校・教育関係団体、保護者、大学、庁内の関係部署等からなる協議会を設置し、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携していく。
 - ・県に総括コーディネーターを置き、必要に応じて県から市町や関係団体への派遣等により連携を図る。
- 見守り体制・指導状況確認体制の構築
 - ・学校の設置者および校長は、生徒の安全の確保や事故防止とともに、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為を未然に防止するため、保護者等地域住民による見守り体制や指導状況を定期的に確認する体制を整備する。

滋賀県における部活動改革に関する方針の考え方について（案）

～中学校の生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して
親しむことのできる機会の確保に向けた県の考え方～

令和7年3月

滋 賀 県

1 趣旨

本文章は、令和6年3月に県が策定した「滋賀県における学校部活動の地域連携および地域クラブ活動への移行に向けた方針」のもと、県および市町における中学校部活動の改革を実証・検討してきた結果ならびに「部活動の地域移行に関する協議会」等における関係者との検討結果を踏まえ、本県における中学校部活動の改革に関する考え方について示すものである。

2 現状とこれまでの取組

(1) 本県の部活動を取り巻く現状

- ・全国的に少子化が進展する中、本県においても中学校生徒数は10年間で2割程度減少すると見込まれている。
- ・専門的な知識や技量、指導経験を有する教員が減少しており、運動部活動の3割以上の部活動で競技専門性が高くない教員が指導を担当している。
- ・運動部活動加入率は減少傾向にあり、令和元年から令和6年の5年間で部員数が約2,100人減少し、運動部設置数は約90部減少した。

(2) 子ども・保護者・教員の声 ～県・市町実施のアンケート結果から～

- ・学校部活動に満足している生徒は約8割で、中学生になったら部活動に入りたいと考える小学生も依然として多い。
- ・中学生が部活動に求める内容の上位2項目は、「専門的な知識・技術指導」と「興味・関心がわく指導」となっている。
- ・子どもの部活動への保護者の満足度は約7割となっている。
- ・学校教育に部活動が必要と考える教員は7割程度となっているが、部活動指導に積極的な教員は3割程度にとどまっている。
- ・教員は現在の部活動の課題を「指導者不足」と「専門的な指導ができないこと」と捉えており、教員以外に部活動指導を任せてもよいと考える教員は7割程度となっている。

(3) 県・市における実証事業の取組

- ・国において部活動の地域移行（地域展開）に関する実証事業が募集され、令和5年度には、県および8市町が、令和6年度には県および10市町が実証事業を実施した。

- ・ 11 市町で地域展開等を検討する協議会が設置されているとともに、10 市町で地域コーディネーターが配置されている。
- ・ 国においては、全国的に実施されている実証事業の結果等を鑑みて、受益者負担と公的負担のバランス等費用負担の考え方や、民間のクラブチーム等との区別や質の担保の観点から、地域クラブ活動の定義・要件や認定主体、認定方法等を検討しているところであるが、現時点で制度設計が完成していない。
- ・ また、市町の考える今後の方向性について調査したところ、実証事業等の結果や市町の実情（受け皿団体の不足、予算の不足、指導者の不足）を踏まえ、当面の地域展開の実現は難しく、地域連携により部活動改革を進めていくとの回答が大多数であった。

3 これからの具体的な取組

(1) 「地域連携」を中心とした部活動改革

少子化の流れを踏まえた本県の部活動を取り巻く環境やこれまでの県内における地域展開の取組、ならびに「部活動の地域移行に関する協議会」における関係者の意見を踏まえつつ、国の実行会議で示された「①将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保充実する」「②スポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障する」という改革理念の達成を目指すため、本県では、休日部活動の「地域連携」を中心とした部活動改革を推進し、持続可能な体制構築により、子どもたちのスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実を目指すこととする。

(2) 取組のポイント

将来にわたって本県の子どもたちのスポーツや文化芸術活動に親しむ機会の確保に向けて、学校部活動に協力的な地域の指導者や地域人材と積極的に連携しつつ、部活動指導員や外部指導者の積極的な配置と地域の実情に合わせた部活動の拠点校化や部活動数の適正化に取り組むことで、部活動の持続可能性の向上と魅力向上が図られている。

- ①子どもたちが、少子化の中でも、スポーツ・文化芸術活動に親しむことのできるよう地域と学校が協働・融合した持続可能で魅力的な活動づくり
- ②子どもたちの自主的・自発的な活動を支える、地域で活躍いただける指導者や指導補助者の確保と資質向上による安全で安心できる指導体制の構築

- ③子どもたちの活動が、安全で安心なものにするための県・市町を含めた関係者間での定期的・恒常的な情報共有や、地域の多くの方の理解・協力による体制づくり

4 学校部活動における地域連携の進め方

(1) 部活動の運営

① 学校部活動の適切な運営

学校の設置者および校長は、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動の環境を構築する観点から、まずは、県がガイドラインとして改訂(令和5年3月)した「部活動の指導について」に基づき、適切な部活動の運営を図る。

② 学校部活動の持続可能性の向上と魅力向上

学校の設置者および校長は、部活動の持続可能性の向上と生徒や関わる保護者・指導者にとっての魅力向上の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や地域人材の活用等により、学校と地域が協働・融合した形でスポーツ・文化芸術活動に親しむ環境整備を進める。

ア 持続可能性向上策の事例

- ・地域指導者（部活動指導員・外部指導者）の配置
- ・合同部活動での大会出場
- ・拠点校化による部員数の確保
- ・地域指導者にかかる報酬の受益者負担
- ・大会出場規程の柔軟化による大会出場機会の確保

イ 魅力向上策の事例

- ・大学生等指導補助者の活躍
- ・他校種、他世代との交流（近隣学校・地域団体との合同練習等）
- ・企業との連携（企業協力の獲得等）
- ・トップアスリートとの交流機会提供

(2) 指導者の確保

① 指導者数の確保

ア 学校の設置者および校長は、生徒のニーズを踏まえた充実した活動に繋がるよう、中学校における部活動指導員や外部指導者など教員以外の指導者の確保を図る。

イ 県および市町は、スポーツ・文化芸術団体の協力を得ながら、一定の要件を満たした地域の指導者を確保する。また、県内大学と連携し、在籍する大学生が指導者または指導補助者として関わるができる体制を検討する。

ウ 県は、こうした指導者情報を集約し、指導者を必要とする団体（学校・クラブ等）と指導が可能な者（コーチ）、双方が必要な情報を閲覧できる人材バンクシステムを整える。

② 指導者の資質向上

ア 県および市町は、スポーツ・文化芸術活動に関わる指導者に対し、子どもたちの主体性が促されるような指導等を学ぶ多様な研修会を設定し、資質向上に努める。

イ また、J S P Oが定める公認スポーツ指導者制度等の周知を図るとともに、質の高い指導者の養成や資格取得を推進する。

ウ 運営団体・実施団体は、生徒の安全の確保や事故防止とともに、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為の根絶の徹底を図る。

（３）体制づくり

① 関係者による連携体制の構築（協議会等の設置）

ア 県および市町は、スポーツ・文化芸術団体、学校・教育関係団体、保護者、大学、庁内の関係部署等からなる協議会を設置し、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携していく。

イ また、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、生徒の発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えるため、県に統括コーディネーターを置き、必要に応じて県から市町や関係団体へ派遣等により連携を図る。

② 見守り体制・指導状況確認体制の構築

ア 学校の設置者および校長は、生徒の安全の確保や事故防止とともに、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為を未然に防止するため、保護者等地域住民による見守り体制や指導状況を定期的に確認する体制を整備する。